

建設工事請負仮契約書

1. 工 事 番 号 6建築第9号
2. 工 事 名 令和6年度 小城市生涯学習センター再生可能エネルギー設備等導入及び
省エネ設備等改修工事
3. 工 事 場 所 小城市三日月町長神田1845番地
4. 工 期 自 議会議決の日から
至 令和7年12月25日まで
5. 工事を施工しない日 なし
工事を施工しない時間帯 なし
6. 請 負 代 金 額 ¥824,560,000.-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥74,960,000.-)
7. 請負代金の支払地 小 城 市
8. 契 約 保 証 金 ¥82,456,000.-
9. 建設発生土の搬出先等 該当なし
10. 請負代金額のうち解体工事に要する費用等 別紙のとおり

11. この契約書は、小城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年3月1日条例第44号）第2条の規定による小城市議会の議決を得たときは、これを地方自治法第234条第5項の契約書とみなす。なお、議会の議決を得られなかった場合、この仮契約書に基づく損害賠償について市長は、一切の責任を負わない。

12. この仮契約締結後、11に規定する意思表示をするまでの間に、受注者が次の（1）から（2）のいずれかに該当した場合、市長は仮契約の解除を行うことができるものとする。この場合において、契約解除に伴う損害賠償について市長は、一切の責任を負わない。

（1）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条、第8条第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。

（2）贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の小城市建設工事請負契約約款の各条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙建設共同企業体協定書により頭書の工事を共同連帯して請け負う。

この契約の証として本書の内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を行い、各自当該電磁的記録を保有するものとする。

令和6年12月13日

発 注 者 住 所 佐賀県小城市三日月町長神田2312番地2
氏 名 小城市長 江里口 秀 次

受 注 者 中島・九電工・パイプライン共同企業体
代 表 者 住 所 佐賀県小城市三日月町久米2111番地8
株式会社 中島工務店
氏 名 代表取締役 中島 信哉

構 成 員 住 所 佐賀県佐賀市神野東2丁目6番26号
株式会社 九電工 佐賀支店
氏 名 理事支店長 瀬戸口 英治

構 成 員 住 所 佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝1274番地20
株式会社 パイプライン
氏 名 代表取締役 田中 秀子